

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載についての考察（その1）

白 峰 旬

【要 旨】

慶長3年8月の豊臣秀吉の死去以降、五大老（徳川家康・前田利家〔利家死去後は前田利長〕・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）・五奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家・浅野長政）の集団指導体制によって政権運営がおこなわれたことは周知である。これまでの研究史では、五大老・五奉行について日本側史料をもとに考察されてきたが、本稿では『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載を検討することにより、新しい視点を提示しようと試みるものである。

【キーワード】

イエズス会、五大老・五奉行、石田三成、徳川家康、毛利輝元

はじめに

慶長3年（1598）8月の豊臣秀吉の死去以降、豊臣政権の後継者である豊臣秀頼は幼年であったため、五大老（徳川家康・前田利家〔利家死去後は前田利長〕・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）・五奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家・浅野長政）の集団指導体制によって政権運営がおこなわれたことは周知である。

これまでの研究史では、五大老・五奉行について日本側史料をもとに考察されてきたが、本稿では『十六・七世紀イエズス会日本報告集』⁽¹⁾における五大老・五奉行に関する記載を検討することにより、新しい視点を提示しようと試みるものである。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には当時の日本の政治状況を詳細に記載した箇所が多く見られ、その中には日本側史料には記述されていない記載内容もあるので、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容をもとに同時代のイエズス会宣教師が客観的にどのような見方をしていたのかを知ることは有効であろう。

五大老・五奉行に関する先行研究としては、桑田忠親、三鬼清一郎、阿部勝則、堀越祐一、矢部健太郎、谷徹也の各氏の論考がある⁽²⁾。そのほか、京都所司代に就任した石田三成・前田玄以・増田長盛について論及した伊藤真昭氏の論考がある⁽³⁾。

こうした先行研究の論点において、本稿の問題意識と関係する点は、①五大老・五奉行の呼称に関する検討、②「大老」という呼称の使用の有無に関する検討、③五大老・五奉行の上下関係

の有無に関する検討、④前田玄以以外に石田三成・増田長盛が京都所司代に就任していた点に関する検討、である。

上記①については、阿部勝則「豊臣五大老・五奉行についての一考察」⁽⁴⁾において、当時の一次史料では、五大老は「奉行」、五奉行は「年寄」と呼称されていた、という点が指摘されたが、その後、堀越祐一「豊臣「五大老」・「五奉行」についての再検討－その呼称に関して－」⁽⁵⁾において、「奉行」、「年寄」という用例はあるが、五奉行は五大老のことを「奉行」と呼び（しかし、家康は自身のことを「奉行」とは呼んでいない）、五奉行は自身を「年寄」と呼んでいた（つまり、五奉行が「年寄」と自称していた）という見解が出された。

こうした考察は、日本側の史料による検討であり、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』のような外国史料によって、五大老・五奉行がどのように記載されていたのかについて検討する価値は十分にあるだろう。

上記②については、矢部健太郎『関ヶ原合戦と石田三成』⁽⁶⁾において、秀吉自身は「大老」という言葉を使った形跡はなく、寛永19年(1642)成立の『豊臣秀吉譜』（著者は幕府の御用学者の林羅山）に「天下大老」という記載があることや、寛政11年(1799)編纂開始の『寛政重修諸家譜』（前田利家）に「五大老」と記載されていることが指摘されている。つまり、同時代史料において「大老」という呼称は使用されていないことになる。

この検討も日本側の史料によるものであり、「大老」という言葉が、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』のような外国史料において、記載として出てくるのかどうか、出てくるとすれば、どれくらいの頻度で出て来るのかを検討する必要があるだろう。

上記③については、桑田忠親「豊臣氏の五奉行制度に関する考察」⁽⁷⁾において、「彼等（引用者注：五奉行）は、五人の年寄（引用者注：五大老）の指示のもとに秀吉の遺志を奉體し、秀頼を擁立して、豊臣氏の政務を執行すべき任に在つた」と指摘されている。また、阿部勝則「豊臣政権の権力構造」⁽⁸⁾において、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の原文の語（ラテン語）の意味を検討した結果、「御奉行五人」（いわゆる五大老）は国家の指導者（国家機構の上では最上級）、「年寄五人」（いわゆる五奉行）は国家の行政官（中級～下級の役人）ととらえて「双方の上下関係は明らかである」と指摘されている。

こうした見解は五大老・五奉行の間に上下関係を認める見解であるが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載をもとに五奉行は五大老の単なる下部機関であるのかどうか、という点の検討をする必要がある。また、上述した阿部氏による五大老・五奉行に関する原語（ラテン語）の意味の分析も重要であるが、日本語の訳文であっても『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容をもとに五大老・五奉行の上下関係の有無を検討する必要があるだろう。

上記④については、阿部勝則「豊臣政権の権力構造」⁽⁹⁾において、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から引用する形で、石田三成と増田長盛が「都の奉行」であったことを指摘している。伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』⁽¹⁰⁾では、日本側の史料の検討から、前田玄以・増田長政・石田三成が京都所司代に就任していたことを実証している。上述した阿部氏の指摘は、上述した伊藤氏の研究成果が出される前の見解なので、本稿では伊藤氏の研究成果を踏まえたうえで検討したい。

なお、これまでの研究史では『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から引用して検討する場合でも一部分の該当箇所のみを引用して検討されることが多かったが、本稿では『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容について、時代を通して通時的に詳しく検討することを主眼として論述したい。

1. 慶長2年以前における徳川家康・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝・前田利家に関する記載

秀吉の死去は慶長3年であり、それ以降、豊臣政権の政権運営は五大老・五奉行の集団指導体制になるので、秀吉の死去以前の期間（時代）にあたる慶長2年（1597）以前における徳川家康・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝・前田利家に関する記載（『十六・七世紀イエズス会日本報告集』）について以下に見ていくことにする。

【徳川家康】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における徳川家康の初出は、天正9年（1581）であり、「三河の国主」（Ⅲ－5、293頁）と記載されている。その後、天正10年（1582）の時点で「信長の義兄弟になる三河の国主」（Ⅲ－6、125頁）、「信長の義兄弟」（Ⅲ－6、129頁）、天正12年（1584）の時点で「三河の国主である信長の義兄弟」（Ⅲ－6、224頁）、「五カ国の領主で今や日本でもっとも力があり戦さに熟練していた三河の国主」（Ⅲ－6、277頁）、「三河の国主」（Ⅲ－6、277頁）、天正13年（1585）の時点で「三河の国主」（Ⅲ－7、66頁）、「三河の国主〔大いなる領主である〕」（Ⅲ－7、66頁）と記載されている。

このように、天正9年～同13年までは、家康の表記に関して、家康という名前や官途名・受領名が表記されておらず、信長との関係性、或いは、三河という領国の国主としての表記があるだけである。これは、家康が当時、それ程有名ではなかった、或いは、宣教師にとって固有の人名を記載する価値がなかったことによるものかも知れない。なお、上記の「五カ国の領主で今や日本でもっとも力があり戦さに熟練していた三河の国主」という記載は、小牧・長久手の戦い（天正12年）に関連する記載である。ここに「五カ国の領主」と記載されているように、実際に家康は、当時、甲斐・信濃・駿河・遠江・三河の五ヶ国の領主であったが、あえて「三河の国主」という表記を使用し続けているのは、もともと家康が三河国出身の大名であったことによるのかも知れない。

その後、天正14年（1586）から文禄4年（1595）までの10年間は、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には家康に関する記載はない。そして、慶長元年（1596）には家康に関する記載が再び表われるが、この時（慶長元年）には「家康」という固有の名前の表記が出てくる。つまり、慶長元年の時点で「日本国の最大の国主たちの一人である家康」（Ⅰ－2、160頁）、「この家康は、日本国の諸国主の中で太閤（引用者注：秀吉）に次いで第一人者の地位を保っている」（Ⅰ－2、230頁）、「太閤（引用者注：秀吉）に次いで日本国のもっとも大いなる国主家康」（Ⅰ－2、281頁）、「非常に高貴で権力をも有する家康」（Ⅰ－2、294頁）と記載されていて、国内でも有数の大大名として扱われている。このことが「家康」という固有の名の表記が登場した理由と考えられる。ただし、単に「家康」と呼び捨てで記載されているだけで、殿付や様付でない点には注意する必要がある。

慶長元年、秀吉が明の使節を大坂城で引見した際に同席したのは「家康（引用者注：徳川家康）、筑前（引用者注：前田利家）、越後（引用者注：上杉景勝）、中納言（引用者注：宇喜多秀家）、金吾殿（引用者注：小早川秀秋）、毛利（引用者注：毛利輝元）であったが、彼らは日本国全土で最大の国主たちであった」（Ⅰ－2、319頁）と記載されている。このように、慶長元年の時点において、家康が日本国内で有数の大大名であったとしている。この場合も、単に「家康」と記載されているだけで、殿付や様付ではない。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、慶長2年における家康に関する記載はない。

【毛利輝元】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』(Ⅲ-5以降)において毛利輝元に関する記載の初出は天正6年(1578)であり、「信長は一武将(引用者注:秀吉)と二万の兵を播磨国へ差し向けたが、すでに同国の大半を征服し、山口の国主(引用者注:毛利輝元)に対して多数の城を築いた後、^(ママ)己れ(引用者注:己カ)の子三人をその地に派遣した」(下線引用者)、(Ⅲ-5、63頁)と記載されている。この文中の「山口の国主」は毛利輝元を指しているが、天正6年の時点で、信長と対戦する中国地方の戦国大名として扱われている。

毛利輝元については、天正7年(1579)の時点で「同地方(引用者注:日本の本州を指す)の数多い君侯の中に、最も有力な者が二人おり、とりわけ第一人者は名を信長といって、今は都、その他二十五、六カ国の領主である。第二は毛利と称する山口国主で、彼もまた、十二、三カ国を領有している。両者やその他の間では今、きわめて残虐で絶え間のない戦さが行なわれており、各々相手を減ぼし、全国の領主になることを望んでいる。」(下線引用者)、(Ⅲ-5、134頁)と記載されている。この記載からは、天正7年の時点で、毛利輝元は当時の日本国内では、信長に次ぐ規模の有力な戦国大名であり、天下統一をも視野に入れていたことがわかる。よって、天正7年の時点では、毛利輝元は当時の家康をはるかに凌ぐ大大名であったのである。

天正8年(1580)の時点では、「信長と、山口の国主(引用者注:毛利輝元)およびこれに与する者たちとの間で、日本の主たる支配を巡って争いがあり」(下線引用者)、(Ⅲ-5、221頁)と記載されていて、毛利輝元が信長と日本の支配権をめぐる戦っていた、としているので、天正8年当時、毛利輝元は信長の軍事力に対抗できるだけの軍事力を保有していたことがわかる。

しかし、本能寺の変による信長の死去(天正10年)以降は、天正12年の時点で「山口の国主(引用者注:毛利輝元)は(中略)羽柴(引用者注:秀吉)と和解し盟を結んだ」(Ⅲ-6、225頁)と記載されているように、秀吉の麾下に入った。

天正19年(1591)、同20年(1592)の時点では、毛利輝元について「日本国の大名の中では、関白殿(引用者注:秀吉)に次ぐ大領主」(Ⅰ-1、214頁)、「関白殿(引用者注:秀吉)に次ぐ九カ国の領主である毛利殿」(Ⅰ-1、234頁)と記載されていて、関白秀吉に次いで日本国内で大規模な領国を持つ大大名としている。なお、天正18年(1590)に家康が関東へ国替えされているので、天正19年、同20年の時点では正確には石高では家康が秀吉に次ぐ大大名であり、その次が毛利輝元ということになる。いずれにしても、天正19年、同20年の時点で、毛利輝元が依然として日本国内でトップクラスの大大名であったことは間違いない。

秀吉と毛利輝元の関係については、文禄4年の時点で「九カ国を統治するほどの大いなる権力を所有し、太閤様(引用者注:秀吉)に非常に愛顧されている国主毛利(引用者注:毛利輝元)」(下線引用者)、(Ⅰ-2、79頁)と記載されているので、毛利輝元は秀吉に対して政治的に近い位置にいた大大名であったことがわかる。

上述のように、慶長元年、秀吉が明の使節を大坂城で引見した際に同席した6人の大大名の中に毛利輝元は含まれているので(Ⅰ-2、319頁)、慶長元年の時点において、毛利輝元は日本国内で有数の大大名であったことがわかる。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、慶長2年における毛利輝元に関する記載はない。なお、毛利輝元は天正16年(1588)に参議に任官され、文禄4年に権中納言に叙任されたが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、毛利輝元について「安芸宰相」、「安芸中納言」と記載された事例は全くなく、その理由は不詳である。

【宇喜多秀家】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において宇喜多秀家に関する記載の初出は天正13年で

あり、「十八歳の若さの備前の国主」(Ⅲ-7、88頁)として記載されている(ただし、宇喜多秀家は元亀2年(1572)生れなので実際には14歳が正しい)⁽¹¹⁾。

天正14年の時点では「三ヵ国を領し、備前の国主で関白殿(引用者注:秀吉)の養子となっている八郎殿(引用者注:宇喜多秀家)」(Ⅲ-7、135頁)というように宇喜多秀家は幼名で記載されている。ちなみに、宇喜多秀家は天正14年の時点で15歳である。

天正16年の時点では「関白殿(引用者注:秀吉)の養女(引用者注:豪姫)と結婚した三ヵ国の領主八郎殿(引用者注:宇喜多秀家)」(Ⅲ-7、178頁)と記載されている。豪姫が宇喜多秀家のもとに正室として嫁いだのは天正16年であるから、この記載は同年の出来事を記していることになる。天正19年、同20年の時点では、「^(マ)三ヵ国(引用者注:「三ヵ国」が正しい)の領主である八郎殿(引用者注:宇喜多秀家)〔彼は関白殿(引用者注:秀吉)の一養女を夫人にしている〕」(Ⅰ-1、234頁)というように、依然として幼名で記載されている。

文禄4年の時点では「三ヵ国、すなわち備前、^(ミマカ)美作、備中の国主なる備前宰相殿(引用者注:宇喜多秀家)」(Ⅰ-2、28頁)と記載されていて、宇喜多秀家について「備前宰相殿」としている。ちなみに、宇喜多秀家が参議(宰相は参議の唐名)になるのは天正15年(1587)であるが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において宇喜多秀家を「備前宰相殿」と記載するのはこれが初出である。宇喜多秀家について「宰相」と記載した事例は、上記以外に文禄4年の時点で「宰相殿」(Ⅰ-2、29頁)、慶長元年の時点で「三ヵ国の国主備前宰相殿」(Ⅰ-2、213頁)などが見られ、「宰相」とする最後の事例が慶長元年の「三ヵ国の国主である備前宰相」(Ⅰ-2、268頁)という記載である。

宇喜多秀家は文禄3年(1594)に権中納言になったが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』においては、文禄4年の時点で「中納言殿」(Ⅰ-2、79頁)と記載されているのが初出である。その後、慶長元年の時点で「三ヵ国の国主である備前中納言」(Ⅰ-2、319頁)、「中納言」(Ⅰ-2、319頁)、慶長2年の時点で「三ヵ国の領主中納言殿」(Ⅰ-3、11~12頁)と記載されている。

上述のように、慶長元年、秀吉が明の使節を大坂城で引見した際に同席した6人の大大名の中に宇喜多秀家(「中納言」)は含まれているので(Ⅰ-2、319頁)、慶長元年の時点において、宇喜多秀家は日本国内で有数の大大名であったことがわかる。

【上杉景勝】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において上杉景勝に関する記載の初出は、上述した、慶長元年、秀吉が明の使節を大坂城で引見した際に同席した6人の大大名の中に上杉景勝(「越後」)が含まれている(Ⅰ-2、319頁)という記載である。よって、慶長元年の時点において、上杉景勝は日本国内で有数の大大名であったことがわかる。上杉景勝について、上述のように、慶長元年の時点で「越後」と記載されているのは、景勝の領国が越後国であったことに関係していると思われる。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、慶長2年における上杉景勝に関する記載はない。

なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における上杉景勝の表記については、その後の時代(慶長3年以降)も含めて見た場合、「越後」と記載された事例は上述した慶長元年の一例のみであり、他はすべて「景勝」と記載されている(Ⅰ-3、168、306頁、Ⅱ-2、404頁、など)。単に「景勝」と呼び捨てで記載され、殿付や様付でない点や「上杉」という名字がない点には注意する必要がある。また、上杉景勝は天正16年に参議に叙任され、文禄3年に権中納言に叙任されたが、こうした官位が表記されていない点にも注意する必要がある。

上杉景勝について『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、どうして単に「景勝」という記載が多用されたのかという理由を考えると、イエズス会宣教師が「景勝」を名字と誤解してい

た可能性が考えられる。その証左として、「東国では景勝と佐竹の二人の領主」(I-4、69頁)という記載があり、「景勝と佐竹」というように並列で記載されているので、「佐竹」と同様に「景勝」も名字と誤解していた可能性がある。

もう一つの可能性として、当時、一般的に、単に「景勝」というように殿付や様付をせずに呼称されていたという推測もできる。その証左として、「(慶長5年)卯月8日付島津忠恒宛島津義弘書状写」⁽¹²⁾に「乍去景勝致出仕間敷よし被申候ニ付」(下線引用者)と殿付や様付をせずに単に「景勝」と記載されている⁽¹³⁾。このように当時、日本国内で単に「景勝」と呼称されていたのを聞いて、イエズス会宣教師が「景勝」と呼び捨てで記載した可能性も考えられる。

【前田利家】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において前田利家に関する記載の初出は天正12年であり、「前田又左衛門(引用者注:前田利家)と称する他の貴人には(引用者注:秀吉が)能登国と加賀国の半ばを与えた」(III-6、224頁)と記載されている。

その後、天正14年の時点では「三ヶ国の国主又左衛門(引用者注:前田利家)」(III-7、126頁)と記載されている。天正19年、同20年の時点では「関白殿(引用者注:秀吉)とも親しい三ヶ国の領主でもある前田又左衛門(引用者注:前田利家)」(I-1、234頁)と記載されていて、前田利家は秀吉と親しい関係にある、としている。前田利家について「又左衛門」と記載するのは、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』ではこの事例が最後である。

慶長元年の時点では「二ヶ国の国主筑前殿(引用者注:前田利家)」(I-2、213頁)と記載されていて、前田利家について「筑前殿」と記載するのは、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』ではこの事例が初出である。以後、同年と同2年の時点で『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、前田利家についてすべて「筑前殿」(ただし、「筑前」という記載が一例ある)と記載されている。慶長元年の時点では「二、三ヶ国の国主である筑前殿(引用者注:前田利家)」(I-2、222頁)という記載もある。ちなみに、前田利家が筑前守になったのは天正13年閏8月である⁽¹⁴⁾。

慶長元年5月13日⁽¹⁵⁾の秀吉、秀頼父子の参内に関して、太閤秀吉が「息子(引用者注:秀頼[當時は「捨」])の輿に乗り、非常に愛情深く腕で抱きしめ(後略)」(I-2、281頁)、その次に「家康は息子(引用者注:秀頼)の輿のすぐ後方に」輿に乗り、家康の後方に「三ヶ国の国主で若君(引用者注:秀頼)の訓育者であり、大納言の称号をもった(引用者注:もちか)他の大いなる著名な位階を有する筑前殿(引用者注:前田利家)が続き、同じく輿に乗って進んだ」(下線引用者)、(I-2、281頁)と記載されている。

この記載からは、慶長元年5月13日の秀吉、秀頼父子の参内に際しての行列では、秀頼を抱いた秀吉の輿、その次の家康の輿に続いて前田利家の輿があったので、当時の日本国内でナンバー3の扱いであったことがわかる。ちなみに、前田利家が権大納言になったのは慶長元年5月8日である⁽¹⁶⁾。そのほかに、この記載で注目されるのは、前田利家が「若君(引用者注:秀頼)の訓育者」とされている点である。「訓育」とは「教え育てること」⁽¹⁷⁾という意味であるから、前田利家は秀頼の守り役であったことがわかり、それだけ秀吉から信頼されていたと思われる。

同年5月17日に秀吉と秀頼は京都から伏見へ帰ったが⁽¹⁸⁾、この時、秀頼が乗った馬車に「父親の太閤(引用者注:秀吉)と、訓育者の筑前殿(引用者注:前田利家)が同乗した」(I-2、282頁)と記載されているので、利家は秀頼の守り役として秀吉から厚く信頼されていたことがわかる。

慶長元年には浅野長政が政治的陰謀に陥れられた事件があったが(この事件の詳しい経過については本稿の浅野長政に関する項で後述する)、この時、秀吉が諮問したのが家康と利家であった。この時の2人(家康、利家)について「政庁で重立った人々であった家康と筑前殿(引用者注:

前田利家)」(I-2、293頁)、「賢明で経験豊かな老人たち」(I-2、293頁)と記載されている。この記載からは、慶長元年の時点で、家康と利家は老練な大大名として扱われていたことがわかる。ちなみに、慶長元年の時点で、家康は55歳、利家は59歳であった。なお、上述の「家康と筑前殿(引用者注:前田利家)」(I-2、293頁)という記載において、家康は殿付ではないのに対して、利家は殿付で記載されているが、この違いの要因については今後検討すべき問題であろう。

上述したように、慶長元年、秀吉が明の使節を大坂城で引見した際に同席した6人の大大名の中に前田利家は含まれている(I-2、319頁)。よって、慶長元年の時点において、前田利家は日本国内で有数の大大名であったことがわかる。

慶長元年、明との講和交渉が決裂したあと、慶長の役を開始するにあたり、秀吉は「筑前殿(引用者注:前田利家)を支配者として都の方に残しておき、(引用者注:秀吉は)ふたたび名護屋へ出発しようと思うから、戦争に必要なものを手配せよ」と命じた、と記載されている(I-2、324頁)。この記載からは、慶長の役の時体制として秀吉は肥前名護屋へ行く時には、京都へは前田利家を残しておく予定であったことがわかり、この点でも秀吉が利家を厚く信頼していたことがわかる。

慶長2年の時点では、前田利家について「筑前殿」(I-3、40頁)とする記載があるが、政治的に注意すべき関係記載はない。

【小括】

以上のように、慶長2年までの『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容を見ると、徳川家康・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝・前田利家については、当時の日本国内有数の大大名として扱われているが、豊臣政権の政権運営に直接参画した形跡はないことがわかる。このことは、後の五大老制の成立時期を考えるうえで重要である。そして、このことは、後述するように、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容から、石田三成・前田玄以・増田長盛などによって、慶長元年の時点で三奉行の職制がすでに成立しており、慶長2年の時点で四奉行の職制が成立していた、と考えられる点とは大きく異なっている。

なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における慶長2年以前の徳川家康・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝・前田利家の5人に関する記載を見ると、毛利輝元・宇喜多秀家・前田利家は殿付がされている事例があるのに対して、徳川家康・上杉景勝については殿付がされている事例がない(様付は5人共に全くない)。この理由については、豊臣政権下において、毛利輝元・宇喜多秀家・前田利家は秀吉に対して政治的に近い立場にあったが、徳川家康・上杉景勝は外様の立場にあったことによるものかも知れない。

2. 慶長2年以前における石田三成・浅野長政・前田玄以・増田長盛に関する記載

上述した慶長2年以前における徳川家康・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝・前田利家に関する記載の検討と同様に、慶長2年以前における石田三成・浅野長政・前田玄以・増田長盛に関する記載について以下に見ていくことにする。

【石田三成】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において石田三成に関する記載の初出は慶長元年であり、「太閤(引用者注:秀吉)の寵臣の一人である都の所司代の異教徒治部少(引用者注:石田三成)」(I-2、252頁)と記載されている。この記載からは慶長元年の時点で石田三成が京都所司代であったことがわかり、秀吉の「寵臣」であったこともわかる。石田三成が京都所司代であった点につ

いては、伊藤真昭氏が日本側史料の記載内容の検討から、文禄4年8月に石田三成が増田長盛とともに京都所司代に任じられたことを指摘しており⁽¹⁹⁾、慶長元年は文禄4年の翌年にあたるので日本側史料の記載内容と整合している。

慶長元年の時点で京都所司代に関する記載は、「都の所司代」(I-2、261頁)、「騎馬の都の所司代」(I-2、281頁)、「所司代」(I-2、282頁)などの事例がある。このうち、「騎馬の都の所司代」(I-2、281頁)、「所司代」(I-2、282頁)について、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の訳者(家入敏光氏訳)は「(前田玄以法印)」と記載していて、前田玄以に比定しているが、石田三成、増田長盛を指す可能性もある。

慶長元年の時点で「三奉行」(I-2、293頁)という記載があり、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における豊臣政権関係では「三奉行」の初出である。よって、慶長元年の時点で豊臣政権では三奉行の職制が成立していたと考えられるが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の訳者(家入敏光氏訳)は、この「三奉行」を「(宇喜多秀家、増田長盛、石田三成)」に比定している。このことは、慶長元年の時点で、石田三成が「三奉行」のうちの一人として豊臣政権の中枢に参画していたことを示している。なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の訳者(家入敏光氏訳)が、「三奉行」のうちの一人を宇喜多秀家に比定している点については、宇喜多秀家ではなく前田玄以に比定すべきであろう。

慶長2年の時点では「下京という都の奉行をしている治部少輔(引用者注:石田三成)」(I-3、22頁)と記載されていて、「ジブノショウ」という読みも記されている。このほか、慶長2年の時点で、「都の奉行」(I-3、25頁)、「治部少輔(引用者注:石田三成)と右衛門尉(引用者注:増田長盛)の二名の都の奉行〔前者は下京、後者は上京であった〕」(I-3、28頁)、「都の奉行治部少輔(引用者注:石田三成)」(I-3、35頁)と記載されている。このように、慶長2年の時点で、石田三成は「都の奉行」であったと記載されているが、上述したように慶長元年の時点で石田三成は京都所司代であったことがわかるので、「都の奉行」とは京都所司代を指していると考えられる。そして、上述した「治部少輔と右衛門尉の二名の都の奉行〔前者は下京、後者は上京であった〕」(I-3、28頁)という記載から、京都所司代は、従来の前田玄以に石田三成と増田長盛の2人が加わり、石田三成は下京、増田長盛は上京を担当していたことがわかる。

慶長2年の時点で、石田三成が長谷川右兵衛に対して「太閤様(引用者注:秀吉)は都の市の統治と、その公義(引用者注:公儀カ)の遂行を拙者(引用者注:石田三成)に一任されたのだから(後略)」(I-3、26頁)と述べているので、このことは慶長2年の時点で石田三成が京都所司代であったことを示すものといえよう。

【浅野長政】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において浅野長政に関する記載の初出は天正16年であり、「関白殿(引用者注:秀吉)は肥後へ配下の腹心の武将を一人遣わした。彼を浅野弾正(引用者注:浅野長政)という。」(I-1、25頁)と記載されている。天正18年の時点では、「関白殿(引用者注:秀吉)の寵臣、浅野弾正(引用者注:浅野長政)」(I-1、166頁)と記載されている。

天正19年、同20年の時点では、「我ら(引用者注:イエズス会)の用件を関白殿(引用者注:秀吉)に取り次いでくれていた浅野弾正(引用者注:浅野長政)」(I-1、207頁)と記載されている。

このように、浅野長政は、早くも天正16年の段階から秀吉の「配下の腹心の武将」であり、その後も、秀吉の「寵臣」であり、また、秀吉への取り次ぎをおこなうなど、秀吉の信頼が厚い側近としての姿を知ることができる。

ところが、関白秀次が失脚した秀次事件（文禄4年）の翌年である慶長元年には浅野長政は政治的陰謀に陥れられることになった。この経緯については、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』に詳しく記されている。概要としては、太閤秀吉が「甥の関白殿（引用者注：秀次）を殺害するよう指図して（引用者注：秀次事件を指す）以後に起こったこと」（I-2、275頁）⁽²⁰⁾として、秀吉は「同様な憤怒を相当長く続け、(中略)自分（引用者注：秀吉）にその名を告訴（引用者注：密告という意味か？）してきた幾人かの殿たちを殺害するように指示した」（I-2、275頁）が、その中に「浅野弾正（引用者注：浅野長政）がその息子（引用者注：浅野幸長）とともにいた」（I-2、275頁）、ということであった。

具体的経緯について、その要点をまとめると、①（慶長元年）5月⁽²¹⁾に伏見では「すべての諸事情の交替と混乱」（I-2、292頁）がおこり、「現在太閤（引用者注：秀吉）のもとで大いなる愛顧を受けている重立った貴人たちの中の一人」（I-2、292頁）は浅野長政が息子（浅野幸長）と共に関白秀次の「共謀の一味でもあったかのように」（I-2、292頁）太閤秀吉に報告した、②秀吉は浅野長政と息子（浅野幸長）に切腹するように命じたが、徳川家康と前田利家が執り成して、家康と利家が浅野長政を尋問することになった、③その結果、浅野長政の旧「侍臣」（I-2、292頁）が、浅野長政の秀吉に対する反逆に関する書状を偽造したことが明らかになり、この旧「侍臣」は磔刑に処された、④そのため、浅野長政は秀吉から処罰されることなく「自由の身のまま」（I-2、293頁）であったが、太閤秀吉の「従前どおりの友好を取り戻すことはなかった」（I-2、293頁）、というものであった。

この経過からすると、浅野長政の政敵（具体的な人名は記載されていない）が秀次事件の余波を巧妙に利用して長政を失脚させようと陰謀を仕組んだが、結果的には失敗に終り、長政が秀吉から処罰されることはなかったものの、長政は秀吉からの信頼を失った、ということになる。

なお、慶長伏見大地震（慶長元年閏7月13日⁽²²⁾）の際に、浅野長政は、地震直後に伏見城の秀吉のところに駆け付けているので（I-2、300頁）、長政は伏見にそのまま所在していたことがわかる。

【前田玄以】

前田玄以が豊臣政権において京都所司代を勤めたことはよく知られている。天正11年（1583）の時点で「都の所司代^{ソシダイ}」（Ⅲ-6、211頁）という記載があるが、これが前田玄以のことを指す可能性は高い⁽²³⁾。

天正13年の時点で「副王が都にいなかったため」（Ⅲ-7、83頁）という記載があり、この「副王」を『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の訳者（有水博氏訳）は「(所司代、前田玄以)」に比定している。前田玄以の名前が本文中に記載されているわけではないが、訳者（有水博氏訳）の比定を考慮すると、この事例が『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における前田玄以の初出ということになる。なお、「副王」とは「ヨーロッパのいくつかの国の領土やスペイン、ポルトガルなどの海外植民地に置かれた高位の行政官」⁽²⁴⁾という意味なので、この場合の「副王」とは京都における「高位の行政官」という意味で使用しているのであろう。よって、「副王」=京都所司代と理解してよからう。「副王」の事例としては、文禄4年の時点で「都の副王玄以法印」（I-2、121頁）という記載があり、前田玄以が「都の副王」として、本文中で明記されている。

「都の所司代」という記載は、その後、天正14年（Ⅲ-7、135頁）、天正16年（Ⅲ-7、213頁）、天正19年、同20年（I-1、221、269頁）、文禄3年（I-2、7頁）、文禄4年（I-2、18、20頁）、慶長元年（I-2、217頁）にも見られ、これらは前田玄以のことを指すと考えられる（ただし、慶長元年の事例については、上述したように石田三成、増田長盛を指す可能性もある）。

天正19年、同20年の時点で「玄以法印なる、都の所司代」(I-1、260頁)という記載があり、これは前田玄以が京都所司代として、本文中で明記されている事例の初出である。この場合、「玄以法印」について「ゲンイホウイン」という読みも記されている。同様に、前田玄以が京都所司代として、本文中で明記されている事例は、文禄4年の時点で「都の所司代玄以法印」(I-2、78頁)、慶長元年の時点で「都の所司代である玄以法印」(I-2、208頁)、「都の所司代玄以法印」(I-2、218頁)という記載がある。

このように前田玄以が京都所司代であったことは慶長元年まで確認できる。しかし、月日は不明ながら慶長元年の時点で「以前には都の所司代であったが、今は内裏の用事や都のすべての僧院と寺院の御用頭である玄以法印」(I-2、232頁)という記載があり、前田玄以は京都所司代から朝廷担当・京都の寺院担当の奉行に地位が変更になったことがわかる。この点に符合する記載として「(引用者注：秀吉は) 三百以上ある仏僧たちの寺院や僧房に対する総括的な監視と責任を玄以法印に委ね、彼をあたかも彼らの目付役に任じた」(下線引用者)、(I-2、314頁)という記載がある。

この点については、上述したように伊藤真昭氏が、文禄4年8月に石田三成が増田長盛とともに京都所司代に任じられたことを指摘しており⁽²⁵⁾、そのうえで、伊藤氏は「玄以がそれまで所司代として管轄していた朝廷・寺社・町の内、町は石田・増田へ分離され、玄以は朝廷・寺社のみの特化された。豊臣政権の京都支配機構は、秀次事件を契機として分割された。」⁽²⁶⁾として、秀次事件(文禄4年7月)を契機として京都所司代の機能が三分割されたと論及している。

上述のように、慶長元年の時点で「三奉行」(I-2、293頁)という記載があり、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の訳者(家入敏光氏訳)は、この「三奉行」を「(宇喜多秀家、増田長盛、石田三成)」に比定しているが、宇喜多秀家ではなく前田玄以に比定すべきであろう。

その理由としては、慶長2年の時点で「政庁の四奉行の一人である玄以法印」(I-3、32頁)という記載があり、前田玄以は豊臣政権の四奉行の一人であることは明らかなので、その前年の慶長元年の時点で、前田玄以は三奉行の一人であったことは確実であると考えられるからである。この「政庁の四奉行の一人である玄以法印」(I-3、32頁)という記載は、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における豊臣政権関係では「四奉行」の初出である。よって、慶長2年の時点で豊臣政権では四奉行の職制が成立していたと考えられる。

【増田長盛】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において増田長盛に関する記載の初出は天正19年、同20年であり、黒田官兵衛が「増田右衛門と呼ぶ異教徒の殿に頼んだところ、殿はただちに決意のほどを示し師(引用者注：巡察師を指す)の一行のことを関白殿(引用者注：秀吉)に進言した」(下線引用者)、(I-1、217頁)と記載されている。この記載からは、黒田官兵衛からの依頼を増田長盛が秀吉に取り次いだことがわかり、天正19年、同20年の時点で、秀吉の側近であったことが理解できる。そのほか、天正19年、同20年の時点では、巡察師を迎えるための準備を黒田官兵衛と増田長盛がおこなったり(I-1、220頁)、京都所司代(前田玄以)と増田長盛が巡察師のところへ訪れているので(I-1、221頁)、地位の高い秀吉側近であったと考えられる。

また、天正19年、同20年の時点で「諸侯の中でも関白殿(引用者注：秀吉)の信任がもっとも篤く、(引用者注：巡察師の)使節を(引用者注：関白秀吉に)紹介してくれた増田仁右衛門」(I-1、246頁)と記載されていて、増田長盛は諸大名の中でも秀吉に最も信任されていたことがわかる。

上述のように、慶長元年の時点で「三奉行」(I-2、293頁)という記載があり、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の訳者(家入敏光氏訳)は、この「三奉行」の中の一人を増田長盛

に比定している。

慶長2年の時点では「己が政庁の第一級の奉行の一人である右衛門尉」(下線引用者)、(I-3、9頁)と記載されているので、豊臣政権における最高級の奉行の一人であったことがわかる。この記載内容からすると、上述した慶長2年の時点における「政庁の四奉行」(I-3、32頁)に増田長盛が入っているのは確実と考えられる。

そのほか、上述したように、慶長2年の時点で「治部少輔(引用者注:石田三成)と右衛門尉(引用者注:増田長盛)の二名の都の奉行〔前者は下京、後者は上京であった〕」(I-3、28頁)と記載されているので、京都所司代は、従来の前田玄以に石田三成と増田長盛の2人が加わり、石田三成は下京、増田長盛は上京を担当していたことがわかる。

【長束正家】

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には、長束正家に関する記載は皆無である。その理由については、イエズス会との直接の接点がなかったことによるものかも知れないが、詳しい理由についてはよくわからない。

【小括】

以上のように、石田三成・浅野長政・前田玄以・増田長盛の4人は、いずれも秀吉からの信頼が厚かったという点は共通しており、浅野長政を除く3人は京都所司代という要職を経験している。浅野長政については京都所司代のような行政職の最高級ポストに就いた、という記載がない点は、他の3人とは異なっている⁽²⁷⁾。

また、この4人の中では浅野長政のみが慶長元年5月(和暦では同年4月4日～5月5日にあたる)に政治的陰謀に陥れられて、それ以後、秀吉からの信頼を失った、という点が他の3人との違いである。この点を考慮すると、豊臣政権中枢の慶長元年の時点での「三奉行」(I-2、293頁)、慶長2年の時点での「四奉行」(I-3、32頁)に浅野長政は入っていないと考えられるので、上述の「三奉行」は石田三成・前田玄以・増田長盛、上述の「四奉行」は石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家に比定できる。

このように考えると、豊臣政権では慶長元年の時点で三奉行の職制がすでに成立しており、慶長2年の時点で四奉行の職制が成立していた、ということになり、豊臣政権における五奉行の祖型が時代的にどこまで遡及できるか、という点を考えるうえで注目される。そして、このことは、慶長元年の時点で三奉行が、慶長2年の時点で四奉行が、豊臣政権の中枢で政権運営に直接参画していたことを示すものである。

なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における慶長2年以前の石田三成・浅野長政・前田玄以・増田長盛の4人に関する記載を見ると、殿付や様付はされていない(「増田右衛門殿」[I-1、220頁]の一例は除く)。この理由については、これら4人は本来、秀吉の側近であり、秀吉麾下に属する人物であったことによるものであろう。

※以下、『史学論叢』45号(別府大学史学研究会、2015年)に続く。